

大型ごみ有料化基本方針（案）の考え方について

基本方針	基本方針設定の基本的な考え方	基本方針等に対する今後の検討事項	他都市の状況
(1) 手数料設定方法			
①大きさ別料金設定 基本は、大型ごみの大きさ別の料金設定とする。	○拡大生産者責任・排出者責任の意識定着を誘導 大きさ別の料金設定をすることにより、排出者にとっても分かりやすく、また、ごみとなった後のことを考えて、物を生産・購入する拡大生産者責任・排出者責任の意識定着に結びつきやすくする。	○大きさ別料金設定方式とランクの細かさについて ・大きさ別料金設定をあまり細かくすると、料金確認の手間が増えるため、排出者の負担が大きくなる。 〔その他の料金設定方法〕 品目別設定方式、重量（容積）当り単価設定方式、超過量制設定方式、定額料金設定方式等	○品目別料金設定採用都市 代表例) 守口市 人口：約15万人 <u>料金設定</u> 300円～1,800円であり、5ランクに分けて各品目に料金を設定している。 自転車(18インチ未満)、畳(半畳)、スキーセット：300円 自転車(18インチ以上)、電子レンジ、じゅうたん：800円 ランニングマシン(電動式)、電子ピアノ、電子オルガン：1,200円 スプリングマットレス：1,800円 その他：900円 <u>設定根拠</u> 処理原価の50% <u>申込点数</u> 粗ごみと合わせて7点まで（8点以上で臨時ごみ）
②手数料の設定 手数料の算定は大型ごみの重量と重量当たりの処理費用に基づいて設定する。	○処理費用の約30%を排出者負担 現在の大型ごみ処理費用は、大型ごみ1kg当たり、約95円かかっている。この概ね30%を排出者が負担する考えで大きさ別最低料金を設定する。 （例えば3辺の長さが3m以下の品目の場合、品目ごとの平均的な重量をベースに排出者負担率を30%として設定し、それ以外のものは、倍の手数料を設定） ○ランクの設定 ランクについては、以下のように設定する。 例) 3辺の長さ（幅、奥行、高さ）の合計で料金を設定 3m以下の品目の場合：400円 3mを超える場合：800円	○処理費用の30%負担の考え方の妥当性について	○大きさ別設定採用都市 代表例) 八尾市 人口：約27万人 <u>料金設定</u> 3辺（高さ・幅・奥行）の長さの合計により、400円と800円の2種類で設定している。 3m以下：400円、3mを超える場合：800円 <u>例外品目</u> 植木鉢：5個まで1点、ゴルフクラブ：20本まで1点、座布団：10枚まで1点 <u>設定根拠</u> 処理原価の50% <u>申込点数</u> 1世帯あたり、1回8点まで（前回収集から1ヶ月間は予約不可）
(2) 手数料徴収方法			
①シール方式の大型ごみ処理券貼付方式 シール式大型ごみ処理券は利便性が非常に高いコンビニエンスストア等を中心に販売する。また、処理券は400円～500円程度の一種類のみとし、1～2枚貼付して大きさ別ごみ処理料金に合わせるようにする。	○料金未納が発生するリスクを軽減するため、事前納付制度を採用 主な料金徴収方法として、以下のような方法が考えられる。 収集日に排出者が立ち会う 当日直接支払い 排出者は立ち会わない 事前支払い このうち、収集日に排出者が立ち会うのは、都市的ライフスタイルが定着している東大阪市では難しく、排出者が処理券を事前に購入し排出する大型ごみに貼り付けて排出する方法を採用する。ちなみに、現在の申込制度は予約番号を記載したメモ用紙を大型ごみに貼り付けて排出する方法である。ただし、誤った料金の処理券が貼られていた場合は取り残しをする。	○シール式による料金徴収について ・収集日当日の立ち会いは不要だが、誤った料金の処理券が貼られた場合は取り残しとなる。 ・シール式の処理券を販売する場所がある程度限定される。また、原則その都度購入する必要がある。 ○最初の1点目から料金を支払うことについて	○シール式による大型ごみ処理券貼付方式採用都市が多い 大阪府内有料化市町村のほぼ全てがシール式による大型ごみ処理券貼付方式を採用している。処理券の価格は、例えば大阪市200円、400円、700円、1,000円券4種、堺市400円券1種、豊中市300円、600円券2種、八尾市400円券1種となっている。 大型ごみ処理券の販売店として、公共施設、金融機関、コンビニエンスストア、酒・米店、スーパー、生協等が一般的である。 ○大型ごみの有料化を実施している府内31市町村中、25市町村が1点目から料金を徴収している。
②手数料徴収は最初の1点から 大型ごみ1点目からごみ処理手数料を徴収する。	○費用負担の公平性 市政モニター調査結果では、1年間に1回も電話申告をしていない市民も多い。このように排出する人、しない人があるごみに対して一定量以下を税金で負担することは費用負担の公平性に反するため1点目から料金を徴収する。		

基本方針	基本方針設定の基本的な考え方	基本方針等に対する今後の検討事項	他都市の状況
(3) 収集方法 ①収集回数 ある程度市民の収集日の要望を受け入れられる随時収集とする。 ②受付方法 電話申込を基本とし、インターネット等の活用も図る。 ③申込点数を制限 これまで通り、1回あたりの申込み点数を制限して収集する。	○有料化に伴う収集サービスの向上 ・現在の収集方法が定着していることから、電話申込制による収集を継続する。 ・市政モニター調査結果からも土日祝日や夜間も受付可能なインターネットでの申込制を導入してほしいという声が多く見られるため、ネット申込制の活用について検討 ○ごみ減量意識の向上 1回あたりに排出できる大型ごみを制限することで、ごみ減量に対する意識を向上する。	○収集頻度の増加について ・現在の収集頻度で排出者が不便を感じているか。 ○受付システムの内容について ○ネット申込制の導入について ○申込点数の制限について	○都市により収集回数は異なり、以下に一例を示す 月1回定曜日収集：高槻市、茨木市 2月に1回定曜日収集：羽曳野市 随時収集：堺市、岸和田市、豊中市、八尾市など ○パソコンやスマートフォンから収集受付をしている自治体が多い。 （堺市、枚方市、豊中市、和泉市、大東市など） ○申込点数の制限をしている自治体 代表例）豊中市：1回の収集あたり5点まで 枚方市：月1回6点まで
(4) リユースの推進 ①リユース品の選別 大型ごみのうち、リユースできる品目を選別する。 ②情報提供の充実 市政だよりや市ウェブサイト等に不用品交換に関する情報掲示板を設置し、譲渡希望者の情報を集約。 ③リユース品の展示等 環境イベントや展示会等により、再使用可能な大型ごみを有償または無償で提供する。 ④リユース拠点の整備 環境事業所を統合した（仮称）環境センターの竣工を目指し、リユース拠点とした整備を図る。	○ごみ減量意識の向上 市政モニター調査結果では、大型ごみのうち再利用可能な物を希望者へ配布することに約90%の方が賛成し、「利用したいと思う」と回答した方が70%を超えていることから、リユース品に回していかどうかの選択を排出者にさせることでごみ減量に対する意識を向上する。 ○処理経費の削減 大型ごみのリユースを推進することにより、焼却及び破砕処分にかかる経費を削減することができる。	○リユース品の提供について ・再使用可能かどうかについての判断が必要である。（安全性・耐久性など） ・排出者に提供可能かどうかの許可が必要。 ○リユース品の保管・展示スペースの確保について	○NPO法人や財団法人がリサイクル工房を運営している自治体もある。 例）吹田市 ・不用となった家具、自転車等を回収した後、修理・再生し希望者に抽選を行い有償で提供する。 ・自転車の修理講習会や工具、修理部品、修繕場所を提供し、修理指導も受けられる。 例）神戸市 ・再生家具・自転車の展示・提供 ・育児・子ども用品・古本の提供と引取 ・「不用品リユース情報掲示板」の設置 ・修理教室等の開催
(5) 不法投棄対策 重点区域の監視強化をし、監視カメラの設置や夜間パトロール等の実施を継続する。	○不法投棄の未然防止	○不法投棄の件数について ・有料化の実施により、不法投棄が増加するか。	○粗大ごみ（大型ごみ）有料制に関する調査結果によると回答があった府内17市町村中、7市町村が不法投棄対策を強化。また、不法投棄の増加が見られた自治体は1つだけで、他の自治体では現状維持または減少傾向であった。
(6) 持ち去り対策 条例や規則により大型ごみや資源物の持ち去りに関する規定の検討	○大型ごみや資源物の適正処理 持ち去りにより、それらのごみ等が適正に処理されているか行政が確認できない。 ○協力意識の低下の抑制 持ち去りを未然に抑えることにより、市民の分別意識、有料制による排出への協力意識の低下を抑制する。 ○集積所の衛生確保	○対象とする収集区分について ・手数料を徴収している収集区分 ・有価物 ○条例での規定内容について	○粗大ごみ（大型ごみ）有料制に関する調査結果によると回答があった府内30市町村中、7市町村が条例や規則で規制している。 ○他市における規定内容 ・市又は許可業者等以外の収集又は運搬の禁止 ・資源物の所有権を市に帰属

基本方針	基本方針設定の基本的な考え方	基本方針等に対する今後の検討事項	他都市の状況
(7) 高齢者等への配慮 福祉部門と連携し、高齢者等への大型ごみ収集に関する施策の充実	○大型ごみ収集に関する福祉サービスの向上 ・高齢者等を対象としたごみ出し支援の取組みを進めるために、大型ごみに関しても現在実施している「ふれあい収集*制度」等の活用を検討する必要がある。 ※参考資料3を参照	○高齢化による廃棄物管理上の課題 ・今後、高齢化によりごみ出しが困難な住民が増加する。 ○高齢者等に対する収集体制の確保	○高齢者や身障者を対象に大型ごみを屋内から運び出して収集するほか、安否確認を行っている自治体もある。 ○福祉団体等が高齢者の生活を補助するサービスを行っており、その一環でごみ出しの補助を行っている自治体もある。
(8) 市民への周知 ①周知期間 有料化実施1年前を目途に情報提供を開始 ②周知方法 市民説明会や広報誌による周知 ③周知内容 有料化の目的、制度内容、排出方法について説明	○市民の理解と協力 大型ごみの有料化を円滑に実施するためには、十分な市民理解の下に進めることが重要であり、市民へのきめ細かい周知啓発手段による広報活動を行う必要がある。	○周知期間について ○広報手段について	○粗大ごみ（大型ごみ）有料制に関する調査結果によると回答があった15市町村中、7市町村が3～6か月前に周知を開始、3市町村が7～12か月前に周知を開始、3市町村が13か月～18か月前に周知を開始している。（不明が2市町村） ○主な広報手段としては、広報誌や町会等での説明会のほか、ケーブルテレビやラジオ、ごみ収集車にボディパネルを添付している市町村もある。
(9) 手数料収入の使途 処理手数料収入は、特定財源化や基金化し、制度運用費用、収集や処理にかかる経費のほか、ごみ減量推進施策等の経費としても充当	○市民への情報公開 大型ごみの有料化は、市民に新たな金銭的負担を求める施策であるため、手数料収入の使途については、市民に情報を公開するとともに十分な説明を行う必要がある。 ○手数料使途の例 ・有料シールの作成費やシステム経費など有料化の運用に必要な経費 ・ごみの排出抑制や再生利用を推進するための助成や啓発活動経費 ・ごみの収集や資源化に要する経費・・・ など	○手数料収入の運用方法について 市民への理解と協力を促すため、特定財源化や基金化を図る自治体が増加している。	○粗大ごみ（大型ごみ）有料制に関する調査結果によると回答があった14市町村中、8市町村が特定の財源に計上している。 ○有料化実施市町村では、ごみ処理手数料収入の市民還元事業を情報公開※しているところもある。 ※参考資料4を参照
(10) その他 実施直前における駆け込み排出の対応	○申込受付・収集体制の整備 有料化を導入するにあたっては実施直前に電話申込者の増加が予測されるため、あらかじめ受付及び収集体制等を整備しておく必要がある。	○排出量の増加について	○駆け込み排出の対応事例 ・電話回線の増加 ・仮置き場等で集積 ・時間外や土日・祝日の収集